

Client Alert

16 September 2025

ベトナム：2025年知的財産法改正案でIP商業 化改革を提案

本アラートに関する
お問い合わせ先：



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com

概要

2025年5月、ベトナム政府は知的財産法（IP法）の第4次改正案のパブリックコメントの募集を開始した。この改正案では、知的財産（IP）資産の評価、資金調達、担保化に関する包括的な制度が導入される予定である。

主なポイントは以下のとおり：

- IP資産の会計上の認識を義務化し、公正価値による再評価を任意で可能にする
- 国家レベルのIP価格データベースと評価手法の整備
- IPを担保とした融資、株式市場での資金調達、IP保険等の試験的な金融制度の導入
- 著作権・関連権利及び工業所有権の明示的な担保制度
- IPの創出・活用・商業化を促進する税制優遇措置の導入

この改正案は、CPTPPやEVFTA等の国際合意に沿った2022年の法改正を基盤としており、担保取引制度の改革とも連動している。

背景と政策的意義

今回の改正案は、ベトナムが「Doi Moi 2.0」政策の一環として、科学技術と知的財産を経済成長の原動力と位置づける戦略的な転換を示している。米国との貿易交渉等外部要因にも対応する形で、IPの商業化を促進する法整備が進められている。

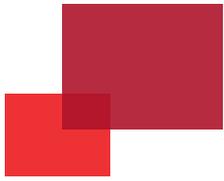
主な条文と内容

第8a条：IP資産を基盤とした金融制度

IP権利の会計上の認識と再評価を可能にし、国家IP価格データベースの構築を規定。IP担保融資、株式市場での資金調達、IP保険等の試験的制度も導入される。

- 知的財産権は会計帳簿に記録され、公正価値で再評価可能
- 国家IP評価データベースを整備
- 政府によるIP担保融資、IPベースの資金調達、IP保険制度の試行
- IP創出及び商業化による収益に対する税制優遇

第46a条：著作権及び関連権利の担保化



著作権及び関連権利を銀行融資の担保として使用可能にする条文。登録と共同所有者の同意が必要。

- 経済的権利を担保として使用可能
- 担保契約は登録が必要で、保護状況と所有権を明示
- 担保権者は、道徳的権利を尊重しつつ、権利の活用や競売が可能

第 150a 条：工業所有権の担保化

地理的表示を除く工業所有権を担保として使用可能にする条文。権利の維持・更新義務も規定。

- 工業所有権（地理的表示を除く）を担保として使用可能
- 担保契約は登録が必要で、保護状況を明示
- 債務不履行時には担保権者が権利を活用・競売可能
- 担保提供者は権利の有効性を維持する義務を負う

実施支援と今後の展望

現在パブリックコメントを募集中であるが、ベトナム知的財産庁は科学技術省と連携し、ASEAN や WIPO のツールキットを参考にした初の IP 評価ガイドの策定を進めている。これにより、改正法が施行された際の実務運用が円滑に進むことが期待されている。

スケジュール

パブリックコメント（2025 年 9 月 21 日まで）の受付終了後、改正案は 2025 年 10 月に国会で迅速に審議され、2026 年初頭の施行が見込まれている。